

福島県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 2,051,626	千円 889,520,993	千円 2,749,801	千円 264,714,183	% 29.8	% 32.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 27,272	千円 126,444,073	千円 23,066,650	千円 47,796,959	千円 197,307,682	千円 7,235	千円 7,252

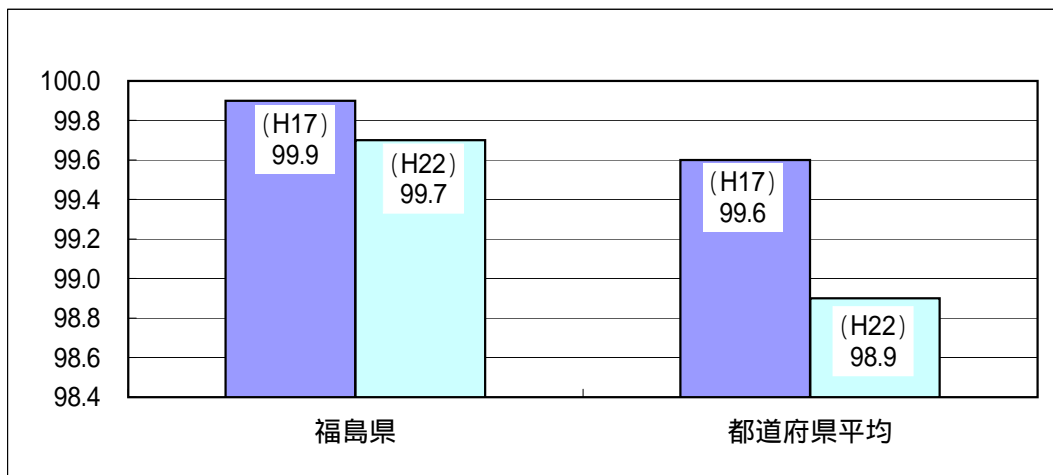
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額5%、管理職以外については2.2%の減額措置を行っている。

また、管理職については、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っている。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数 99.7

(平成22年4月1日現在)

(注) H22.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの。

「地域補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	円 392,338	円 392,830	-492 (-0.13%)	% -0.13	% -0.13	% -0.19

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定月額)		
22年度	月 3.91	月 4.05	月 -0.14	月 -0.15	月 3.90	月 3.95

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額である。

2 一般行政職給料表の状況(22年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200	372,300	420,800	475,600	541,900
最高号給の 給料月額	247,900	314,900	362,800	397,400	412,500	440,300	466,900	489,500	550,400	583,600

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(22年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福島県	43.8 歳	344,900 円	417,201 円	376,207 円
国	41.9 歳	325,579 円		395,666 円
都道府県平均	43.7 歳	339,950 円	424,247 円	381,330 円

技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
福島県	51.5 歳	361 人	364,400 円	407,294 円	387,032 円	-	-	-	-
うち運転手	51.1 歳	137 人	372,500 円	418,196 円	395,246 円	自家用自動車 運転者	56.7 歳	202,500 円	2.07
うち用務員	51.2 歳	63 人	355,600 円	383,987 円	376,766 円	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.80
うち守衛	55.1 歳	4 人	367,900 円	409,025 円	391,625 円	守衛	57.0 歳	259,400 円	1.58
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	- 円	322,291 円	-	- 歳	- 円	-
都道府県平均	49.3 歳	416 人	331,561 円	387,402 円	364,759 円	-	- 歳	- 円	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19年～21年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福島県	-	-	-
うち運転手	6,735,852 円	2,728,500 円	2.47
うち用務員	6,239,944 円	3,008,200 円	2.07
うち守衛	6,625,900 円	3,626,900 円	1.83

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	43.2 歳	383,300 円	428,880 円
都道府県平均	44.8 歳	386,923 円	450,762 円

小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	45.1 歳	391,700 円	434,838 円
都道府県平均	44.0 歳	373,665 円	430,570 円

警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福島県	40.4 歳	332,100 円	447,432 円	358,468 円
国	41.3 歳	318,139 円		369,610 円
都道府県平均	39.7 歳	325,926 円	469,083 円	371,475 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 平均年齢は10進法により算出している。

(2) 職員の初任給の状況(22年4月1日現在)

区 分		福島県	国
一般行政職	大学卒	181,800 円	172,200 円
	高校卒	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	155,250 円	-
	中学卒	139,800 円	-
高等学校教育職	大学卒	203,100 円	-
	高校卒	157,500 円	-
小・中学校教育職	大学卒	203,100 円	-
	高校卒	157,500 円	-
警察職	大学卒	208,000 円	202,200 円
	高校卒	167,500 円	158,100 円

(注)上記初任給の給料月額、給料の削減措置前の額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(22年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,200 円	322,700 円	363,900 円
	高校卒	212,100 円	263,000 円	323,100 円
技能労務職	高校卒	在職者なし	246,000 円	296,700 円
	中学卒	在職者なし	在職者なし	255,300 円
高等学校教育職	大学卒	305,600 円	357,200 円	397,900 円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	322,900 円
小・中学校教育職	大学卒	307,300 円	361,800 円	393,800 円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
警察職	大学卒	287,600 円	336,300 円	379,400 円
	高校卒	251,200 円	292,100 円	337,000 円

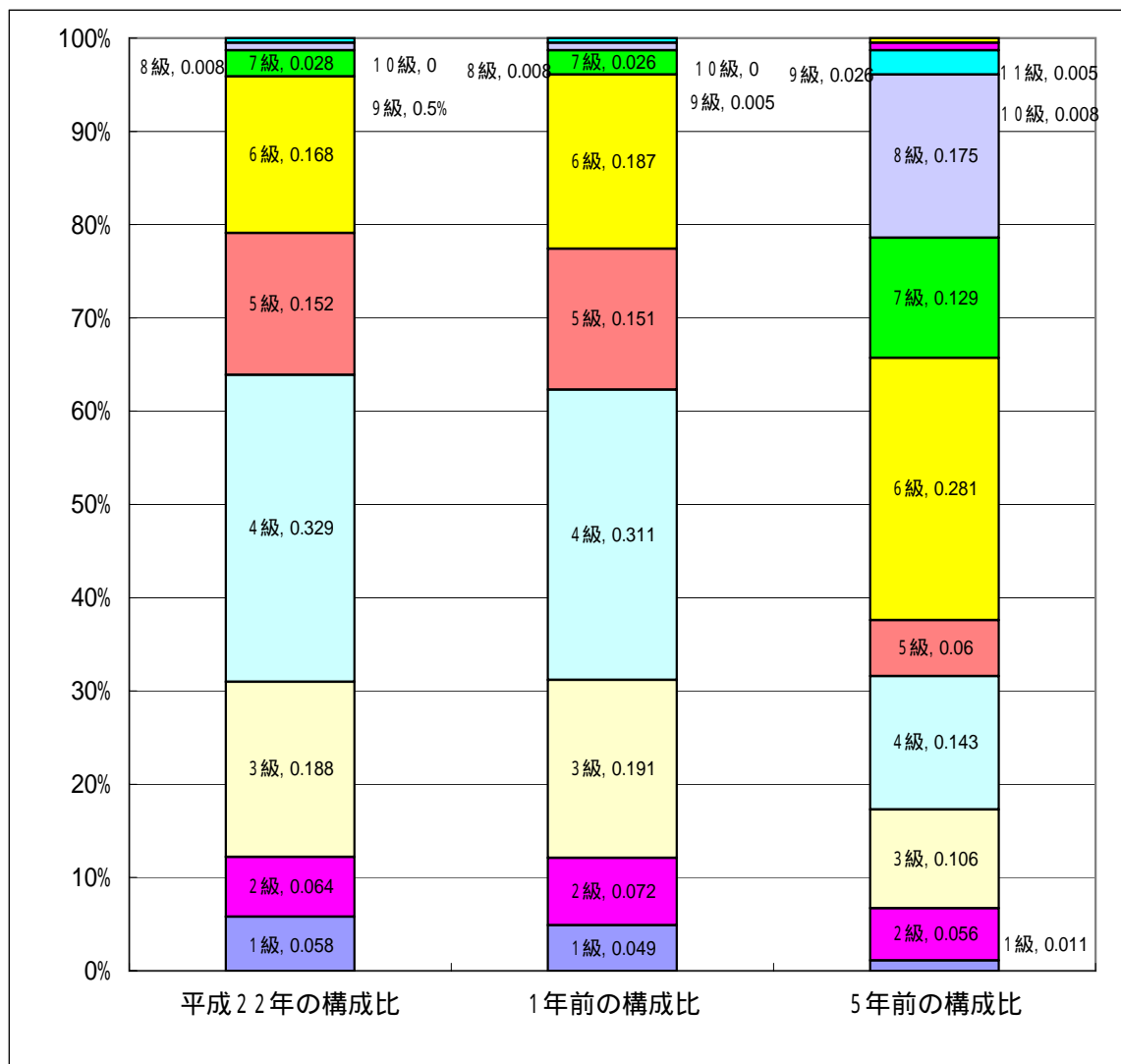
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	係員	355人	5.8%
2 級	係員	388人	6.4%
3 級	主査	1,144人	18.8%
4 級	本庁副課長、出先課長	2,006人	32.9%
5 級	本庁副課長、出先次長	924人	15.2%
6 級	本庁課長、出先所長	1,026人	16.8%
7 級	本庁課長、出先所長	171人	2.8%
8 級	本庁次長	51人	0.8%
9 級	本庁部長、地方振興局長	28人	0.5%
10 級	本庁部長	2人	0.0%

(注) 1 福島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日に11級制から10級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

平成19年10月から段階的に管理職等を対象とした能力・業績に基づく人事評価の試行を開始し、平成22年10月からは特別職を除く全職員を対象に試行を実施している。

2 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価の試行中であり、昇給への反映は行っていない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福 島 県		国	
1人当たり平均支給額(21年度)		-	
1,714 千円			
(21年度支給割合)		(21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.65 月分	1.40 月分	2.75 月分	1.40 月分
(1.45) 月分	(0.7) 月分	(1.55) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5～20%		・ 役職加算 5～20%	
・ 管理職加算 15～25%		・ 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(22年4月1日現在)

福 島 県			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	7,126 千円	28,159 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		52,520 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		691,052 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	27 人	18 %	18 %
大阪市	5 人	15 %	15 %
東京都府中市	1 人	12 %	12 %
名古屋市	3 人	12 %	12 %
札幌市	5 人	3 %	3 %
仙台市	5 人	6 %	6 %
多賀城市	1 人	3 %	3 %
医師	32 人	15 %	15 %
上記以外の全市町村	27,193 人	0 %	0 %
平均支給率		0.3 %	0.3 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4)特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		1,394,676 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		126,501 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		41.0 %	
手当の種類(手当数)		29	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～610円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円～1,500円
爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1件当たり1,900円～5,100円
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	月額4,000円 日額240円～1,740円
死体処理手当	警察本部(検視等)の職員	死体の処理、検視等の作業に従事した場合	日額1,100円～2,200円 (死体収容、搬送等) 1体3,200円 (検視、解剖補助)
感染症防疫等作業手当	保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究等のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又は試験研究機関に勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業に従事した場合	日額240円
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発生現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	日額480円～840円
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額1,200円～6,400円
教育業務連絡指導手当	県立学校又は市町村立学校の教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円

県税賦課徴収手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに関する機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額1,050円 月額20,000円(専ら従事)
技術者養成指導手当	高等技術専門学校等の職員又は右記の訓練指導に従事した職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門知識を必要とする授業を担当し、又は消防に関する訓練指導等に従事した場合	日額460円(訓練指導) 給料月額×6/100等(授業担当)
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船に乗り組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健衛生関係法の規定により、要保護者等に接して行う一定の業務に従事した場合	日額340円～610円 月額12,800円(生活保護関連対象職に専ら従事)
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	1件当たり230円～7,200円
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査、漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額280円～460円
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業並びに理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業に従事した場合	日額310円～560円
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護、核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	総合療育センター等に勤務する職員	入院病棟における困難な医療業務等に従事した場合	日額410円 月額20,000円～50,000円(専ら従事)
野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円

兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	授業1単位時間1,200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円等

(5)時間外勤務手当

支給実績 (2 1 年 度 決 算)	3,992,773 千円
職員1人当たり平均支給年額 (2 1 年 度 決 算)	532 千円
支給実績 (2 0 年 度 決 算)	4,187,779 千円
職員1人当たり平均支給年額 (2 0 年 度 決 算)	543 千円

(6) その他の手当(22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者13,000円等	同じ	-	3,444,936 千円	234,572 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る) (支給額) 借家等:上限27,000円	一部異なる	支払家賃9,500円以上を対象	2,170,847 千円	132,207 円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員で採用困難と認められる職に一定期間支給 (支給額) 勤務地及び支給年次に応じた額	一部異なる	人材確保等のため当分の間50,000円を加算した額を支給	96,094 千円	2,343,756 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 (支給額) 交通機関利用:6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用:通勤距離に応じた額(上限43,100円)	一部異なる	運賃等相当額が61,000円超の場合、超える額の1/2を加算	3,306,237 千円	148,301 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給額) 基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円~45,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について、300kmまでを交通距離50kmごとに区分	429,275 千円	320,115 円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円~10級1種139,300円を支給	1,870,304 千円	638,765 円
特勤勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	-	508,371 千円	434,505 円

定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額8,000円～24,000円			45,374 千円	321,801 円
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			218,901 千円	376,765 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校(県立盲学校、県立聾学校等)、高等学校又は市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 11,700円以内で職務の級及び号給に応じた額			2,236,044 千円	136,903 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額額の8/100の額			76,657 千円	327,594 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	同じ	-	74,603 千円	163,962 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の区分に応じ定める額)	同じ	-	49,369 千円	414,865 円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	-	367,637 千円	147,054 円
休日給	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	-	941,228 千円	364,534 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	同じ	-	584,266 千円	70,334 円

6 特別職の報酬等の状況(22年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,056,000 円	(1,320,000)円
	副 知 事	875,500 円	(1,030,000)円
議 員 報 酬	議 長	959,500 円	(1,010,000)円
	副 議 長	855,000 円	(900,000)円
	議 員	788,500 円	(830,000)円
期 末 手 当	知 事	(21年度支給割合)		
	副 知 事	3.05	月分	
	議 長	(21年度支給割合)		
	副 議 長	3.05	月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×支給率(65/100)	41,184,000	任期ごと
	備 考	" (55/100)	27,192,000	"

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 3 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、知事、副知事についてはそれぞれ給料の20%、15%、議長・副議長・議員については議員報酬の5%の減額措置を行っている。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機 関 名	職 員 数		対前年度 増 減 数	主な増減理由
	平成21年度	平成22年度		
知事部局	5,423 (123)	5,308 (166)	115 (43)	業務効率化等による減
企業局	42 (4)	41 (4)	1 (0)	業務効率化による減
病院局	778 (18)	735 (20)	43 (2)	退職者の増加による減
議会事務局	36 (0)	36 (0)	0 (0)	
教育委員会	17,655 (16)	17,488 (22)	167 (6)	児童・生徒数の減少に伴う減
警察本部	3,662 (14)	3,690 (13)	28 (1)	採用者の増
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	25 (0)	24 (0)	1 (0)	業務効率化による減
人事委員会事務局	13 (0)	12 (0)	1 (0)	
労働委員会事務局	11 (0)	11 (0)	0 (0)	
海区漁業調整委員会	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合計	27,656 (175)	27,356 (225)	300 (50)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、()内は再任用短時間勤務職員 で外書きです。

再任用短時間勤務職員

地方公務員法(以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間あたりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の1週間あたりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員。

(2)職員数適正管理の数値目標及び進捗状況等

ア 知事部局では、平成18年度から平成22年度を期間とする行財政改革大綱に基づき、アウトソーシングの推進、ITの活用等による事務事業の見直しなどにより、5年間で350人の職員数を削減することとしていたが、平成22年4月1日現在までの4年間で398人を削減し、1年前倒しで削減目標を達成している。

(ア) 削減目標

(単位:人)

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	削減目標
条例定数改正	5,862	5,512	350

(イ) 削減実績

(単位:人)

	平成18年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日	削減実績合計
知事部局職員数	5,706	5,644	5,550	5,423	5,308	
削減実績		62	94	127	115	398

(注) 削減実績は、平成18年4月1日の県立大学法人化に伴う職員数の減を除いている。

イ 企業局及び病院局においても、それぞれアウトソーシングの推進、業務の効率化等により、定員の一層の適正管理に努めている。

8 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業（企業局）

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 2,188,497	千円 386,285	千円 312,106	% 14.3	% 14.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 33	千円 153,780	千円 26,983	千円 62,216	千円 242,979	千円 7,363

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,760

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額5%、管理職以外については2.2%の減額措置を行っている。

また、管理職については、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っている。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（21年度の状況）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	52.4 歳	367,435 円	556,016 円
全国平均	45.0 歳	363,147 円	558,202 円
事業者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 全国平均とは、工業用水道事業における全国平均値である。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業(福島県)				普通会計(福島県)			
1人当たり平均支給額(21年度)				1人当たり平均支給額(21年度)			
1,728 千円				1,714 千円			
工業用水道事業全国平均				1,624 千円			
(21年度支給割合)				(21年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.65 月分		1.4 月分		2.65 月分		1.4 月分	
(1.45) 月分		(0.7) 月分		(1.45) 月分		(0.7) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			
・管理職加算 15~25%				・管理職加算 15~25%			

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（22年4月1日現在）

工業用水道事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	7,126 千円	28,159 千円
			工業用水道事業全国平均 13,232 千円		

(注) 21年度における退職者なし。

ウ 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	支給対象者なし

(注) 支給対象者はいません

エ 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給総額(21年度決算)	52 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	6,490 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	22.2 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円~450円
災害応急作業等手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業に従事した場合	日額480円~730円
用地交渉等手当	出先機関職員	現地において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	6,933 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	257 千円
支給実績(20年度決算)	6,141 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	198 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	-	6,789 千円	242,464 円
住居手当	"	同じ	-	2,174 千円	94,517 円
通勤手当	"	同じ	-	3,097 千円	110,594 円
管理職手当	"	同じ	-	7,217 千円	801,918 円
単身赴任手当	"	同じ	-	714 千円	357,000 円

(2) 地域開発事業（企業局）

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 366,546	千円 -327,814	千円 59,396	% 16.2	% 1.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 8	千円 30,461	千円 6,892	千円 11,930	千円 49,283	千円 6,160	千円 7,296

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額5%、管理職以外については2.2%の減額措置を行っている。

また、管理職については、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っている。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（21年度の状況）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
地域開発事業	41.3 歳	333,315 円	513,367 円
全国平均	46.9 歳	399,899 円	606,992 円
事業者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 地域開発事業は、公営企業会計区分上宅地造成事業に区分されており、全国平均とは、宅地造成事業における全国平均値です。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

地域開発事業(福島県)			普通会計(福島県)		
1人当たり平均支給額(21年度)			1人当たり平均支給額(21年度)		
1,491 千円			1,714 千円		
宅地造成事業全国平均			1,804 千円		
(21年度支給割合)			(21年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.65 月分	1.4 月分		2.65 月分	1.4 月分	
(1.45) 月分	(0.7) 月分		(1.45) 月分	(0.7) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%			・役職加算 5~20%		
・管理職加算 15~25%			・管理職加算 15~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(22年4月1日現在)

地域開発事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	7,126 千円	28,159 千円
			宅地造成事業全国平均	15,288 千円	

(注) 21年度における退職者なし。

ウ 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	支給対象者なし

(注) 支給対象者はいません

工 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給総額(21年度決算)		1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		650 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		25.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉等手当	本局職員	現地において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に從事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100 加算

才 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	2,042 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	340 千円
支給実績(20年度決算)	2,975 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	186 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	-	1,537 千円	256,167 円
住居手当	"	同じ	-	1,012 千円	202,400 円
通勤手当	"	同じ	-	973 千円	139,013 円
管理職手当	"	同じ	-	1,294 千円	646,778 円

(3) 病院事業（病院局）

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 13,468,138	千円 -1,733,783	千円 8,328,634	% 61.8	% 59.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 786	千円 3,222,685	千円 1,217,861	千円 1,254,524	千円 5,695,070	千円 7,246	千円 7,339

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額5%、管理職以外については2.2%の減額措置を行っている。

また、管理職については、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っている。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（21年度の状況）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福島県	医師	43.0 歳	513,592 円
	看護師	42.8 歳	331,578 円
	事務職員	43.8 歳	340,935 円
全国	医師	43.6 歳	544,277 円
	看護師	37.7 歳	303,048 円
	事務職員	43.4 歳	364,931 円
事業者	歳		円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業(福島県)		普通会計(福島県)	
1人当たり平均支給額(21年度)		1人当たり平均支給額(21年度)	
1,566 千円		1,714 千円	
		病院事業全国平均 1,515 千円	
(21年度支給割合)		(21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.65 月分	1.4 月分	2.65 月分	1.4 月分
(1.45) 月分	(0.7) 月分	(1.45) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 15～25%	

（注） ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（22年4月1日現在）

病院事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置(2%～20%加算))			(定年前早期退職特例措置(2%～20%加算))		
1人当たり平均支給額	3,860 千円	27,500 千円	1人当たり平均支給額	7,126 千円	28,159 千円
			病院事業全国平均 7,666 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)		49,250 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		864,035 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	15 %	55 人	- %

工 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給総額(21年度決算)		192,697 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		27,577 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		74.3 %	
手当の種類(手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した看護師又は臨床検査技師	死体処理作業又は解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師又は看護職員等	感染症病棟又は病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技士等	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会又は移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～3,300円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	医療職給料表(一)の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額61,000円～165,000円

才 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	307,357 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	406 千円
支給実績(20年度決算)	340,430 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	436 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	-	74,539 千円	200,914 円
住居手当	"	同じ	-	47,551 千円	131,720 円
通勤手当	"	同じ	-	83,944 千円	138,980 円
単身赴任手当	"	同じ	-	4,894 千円	376,462 円
管理職手当	"	同じ	-	29,830 千円	727,561 円
特勤勤務手当等	"	同じ	-	1,886 千円	134,714 円
宿日直手当	"	同じ	-	51,621 千円	905,632 円
夜勤手当	"	同じ	-	72,130 千円	138,979 円
休日給	"	同じ	-	117,954 千円	155,818 円
寒冷地手当	"	同じ	-	39,688 千円	64,116 円
初任給調整手当	"	同じ	-	261,702 千円	4,591,263 円